

## 上越市自然環境保全条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、上越市自然環境保全条例（平成20年上越市条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(自然環境保全地域の指定等の告示)

第2条 条例第6条第1項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

(1) 自然環境保全地域 次のとおりとする。

- ア 自然環境保全地域の名称
- イ 自然環境保全地域に含まれる土地の区域又は水域
- ウ 自然環境保全地域の指定の理由
- エ 自然環境保全地域の指定の案の縦覧場所

(2) 保護野生動植物 次のとおりとする。

- ア 保護野生動植物の名称
- イ 保護野生動植物の指定の理由
- ウ 保護野生動植物の指定の案の縦覧場所

(3) 保全計画 次のとおりとする。

- ア 保全計画の名称
- イ 保全計画の案の縦覧場所

2 前項の規定は、条例第6条第4項の規則で定める事項について準用する。

(制限行為の許可の申請等)

第3条 条例第8条第1項又は第2項の規定による許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 条例第8条第1項第1号に掲げる行為 上越市自然環境保全地域内建築物その他工作  
新築  
物改築許可申請書（第1号様式）  
増築
- (2) 条例第8条第1項第2号に掲げる行為 上越市自然環境保全地域内土地形質変更許可  
申請書（第2号様式）
- (3) 条例第8条第1項第3号に掲げる行為 上越市自然環境保全地域内 鉤物掘採 許可申請  
土石採取  
書（第3号様式）
- (4) 条例第8条第1項第4号に掲げる行為 上越市自然環境保全地域内水面 埋立 許可申請  
干拓

書（第4号様式）

- (5) 条例第8条第1項第5号に掲げる行為 上越市自然環境保全地域内 水位 増減許可申請  
水量

書（第5号様式）

- (6) 条例第8条第1項第6号に掲げる行為 上越市自然環境保全地域内木竹伐採許可申請  
書（第6号様式）

- (7) 条例第8条第1項第7号に掲げる行為 上越市自然環境保全地域内 汚水 排出許可申請  
廃水

書（第7号様式）

- (8) 保護野生動植物の捕獲等 上越市保護野生動植物捕獲等許可申請書（第8号様式）

2 前項各号に掲げる申請書を提出するときは、次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付するものとする。

- (1) 行為地（条例第8条第2項に規定する制限行為を行う土地をいう。以下この条、第5条及び第6条において同じ。）の位置を明らかにした地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした概況図及びカラー写真
- (3) 制限行為の規模、構造及び施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 制限行為の完了後における行為地及びその付近の土地の地形及び植生の復元計画を明らかにした図面
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の申請書の提出があったときは、これを審査し、許可の可否を決定したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により通知するものとする。

- (1) 条例第8条第1項第1号に掲げる行為 上越市自然環境保全地域内建築物その他工作  
新築 許可  
物改築 通知書（第9号様式）  
増築 却下

- (2) 条例第8条第1項第2号に掲げる行為 上越市自然環境保全地域内土地形質変更 許可  
却下  
通知書（第10号様式）

- (3) 条例第8条第1項第3号に掲げる行為 上越市自然環境保全地域内 鉤物掘採 許可  
土石採取 却下  
通知書（第11号様式）

- (4) 条例第8条第1項第4号に掲げる行為 上越市自然環境保全地域内水面 埋立 許可  
干拓 却下

知書（第12号様式）

- (5) 条例第8条第1項第5号に掲げる行為 上越市自然環境保全地域内 水位 許可  
増減 通知  
水量 却下

書（第13号様式）

- (6) 条例第8条第1項第6号に掲げる行為 上越市自然環境保全地域内木竹伐採 許可  
却下

知書（第14号様式）

- (7) 条例第8条第1項第7号に掲げる行為 上越市自然環境保全地域内 汚水 許可  
排出 通知  
廃水 却下

書（第15号様式）

- (8) 保護野生動植物の捕獲等 上越市保護野生動植物捕獲等 許可  
通知書（第16号様式）  
却下

4 第1項の規定は、条例第8条第6項後段の規定による届出について準用する。

（制限行為の許可の基準）

第4条 条例第8条第4項の規則で定める基準は、別表第1に定めるとおりとする。

（制限行為の完了後の届出）

第5条 条例第8条第8項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届出書によるものとする。

- (1) 条例第8条第1項第1号から第7号までに掲げる行為 上越市自然環境保全地域内制限行為完了届出書（第17号様式）  
(2) 保護野生動植物の捕獲等 上越市保護野生動植物捕獲等完了届出書（第18号様式）

2 前項各号に掲げる届出書を提出するときは、次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付するものとする。

- (1) 制限行為の完了後における行為地及びその付近の土地の状況を明らかにした概況図及びカラー写真  
(2) 捕獲等をした保護野生動植物のカラー写真  
(3) その他市長が必要と認める書類

（制限行為の適用除外の行為の届出）

第6条 条例第9条ただし書の規定による届出は、上越市自然環境保全地域内災害応急措置届出書（第19号様式）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付して行うものとする。

- (1) 行為完了後の行為地及びその付近の土地の状況を明らかにした概況図及びカラー写真  
(2) その他市長が必要と認める書類

（制限行為の適用除外となる行為）

第7条 条例第9条第4号の規則で定めるものは、別表第2に定めるとおりとする。

2 条例第9条第5号の規則で定めるものは、別表第3に定めるとおりとする。

(国等の特例の協議の指標)

第8条 市長は、条例第10条第1項後段の規定による協議があったときは、第4条の基準をその指標として利用するものとする。

(自然環境保全地域以外の土地における行為の届出)

第9条 条例第11条第1項の規定による届出は、上越市自然環境保全地域外行為届出書(第20号様式)に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付して行うものとする。

- (1) 行為地(条例第11条第1項各号に掲げる行為を行う土地をいう。以下この条において同じ。)の位置を明らかにした地形図
- (2) 行為地及びその付近の土地の状況を明らかにした概況図及びカラー写真
- (3) 行為の規模、構造及び施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) その他市長が必要と認める書類

(市民団体等からの提案)

第10条 条例第13条第1項の規定による提案をしようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める提案書を市長に提出しなければならない。

- (1) 自然環境保全地域の指定、指定の変更又は指定の解除 上越市自然環境保全地域<sup>指</sup>指定<sup>指</sup>  
定<sup>指</sup>  
の変更提案書(第21号様式)  
の解除
- (2) 保護野生動植物の指定、指定の変更又は指定の解除 上越市保護野生動植物<sup>指</sup>指定の変<sup>指</sup>  
定<sup>指</sup>  
更提案書(第22号様式)  
除

2 前項各号に掲げる提案書を提出するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

- (1) 自然環境保全地域の指定、指定の変更又は指定の解除 次のとおりとする。
  - ア 提案する自然環境保全地域の土地(以下「提案地」という。)の位置を明らかにした地形図
  - イ 提案地及びその付近の土地の状況を明らかにした概況図及びカラー写真
  - ウ 提案地内に生息又は生育をする動植物の調査結果
  - エ その他市長が必要と認める書類
- (2) 保護野生動植物の指定、指定の変更又は指定の解除 次のとおりとする。

ア 提案する保護野生動植物が主に生息又は生育をする地域を明らかにした地形図

イ その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の提案書の提出があったときは、これを審査し、指定、指定の変更又は指定の解除の可否を決定したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により通知するものとする。

(1) 自然環境保全地域の指定、指定の変更又は指定の解除 上越市自然環境保全地域指定  
指  
定 決定  
の変更 通知書（第23号様式）  
の解除 却下

(2) 保護野生動植物の指定、指定の変更又は指定の解除 上越市保護野生動植物指定の解  
指  
定 決定  
更 通知書（第24号様式）  
除 却下  
(自然環境保全市民活動計画の認定)

第11条 条例第14条第2項の規定による申請は、上越市自然環境保全市民活動計画認定申請書（第25号様式）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 活動計画書
- (2) 活動計画書の対象となる区域の位置を明らかにした地形図
- (3) 利害関係者との協議結果を証する書類
- (4) 団体の役員及び構成員の氏名及び住所を表示した書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、認定の可否を決定したときは、上越市自然環境保全市民活動計画認定 通知書（第26号様式）により通知する  
決定  
却下  
ものとする。

（自然環境調査・監視員）

第12条 条例第21条第2項の規定により置く自然環境調査・監視員の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自然環境の保全に関し必要な情報の収集
- (2) 自然環境保全地域内の巡回
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 自然環境調査・監視員の定数は、20人とし、自然環境の保全に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 自然環境調査・監視員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(意見聴取)

第13条 市長は、条例第24条第1項の規定により上越市自然環境保全推進委員会の意見を聴いた場合で環境に及ぼす影響について、より多角的な意見が必要と認めるときは、上越市環境基本条例（平成8年上越市条例第41号）第27条の規定に基づき設置する上越市環境審議会又は別に定めるところにより設置する環境影響評価に関する会議に意見を求めることができる。

(身分証明書)

第14条 条例第30条第2項に規定する証明書は、身分証明書（第27号様式）によるものとする。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条から第8条までの規定は、同年10月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

区分	許可基準
<p>1 建築物その他工作物の新築をする行為（11の項に掲げる行為を除く。）</p>	<p>(1) 仮設の工作物（第3号に掲げるものを除く。）の新築の場合</p> <p>ア 当該工作物の構造が、容易に移転又は除却をすることができるものであること。</p> <p>イ 当該新築の方法並びに当該工作物の規模、形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(2) 地下に設ける工作物（次号に掲げるものを除く。）の新築の場合</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の位置、規模及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(3) 次に掲げる工作物の新築の場合</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>ア 砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備</p> <p>イ 海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設</p> <p>ウ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設</p> <p>エ 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路又はこれらを管理するための施設</p> <p>オ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設</p> <p>カ 農業、林業、漁業その他生業の用に供するための建築物（住宅を除く。）</p> <p>キ 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設又は同法第40条の規定により漁港施設とみなされた施設</p> <p>ク 沿岸漁業（沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号）第2条第1項に規定する沿岸漁業（総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船（とう載漁船を除く。）を使用して行うものを除く。）をいう。）の構造の改善に関する事業に係る施設</p> <p>ケ 海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）第7条第1項に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る施設</p> <p>コ 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項第1号に規定する土地改良施設</p> <p>サ 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路、農道、林道その他の道（以下「道路」という。）であって、自動車のみ交通の用に供し、かつ、主として観光の用に供するもの以外のもの</p> <p>シ 道路を管理するための建築物</p>

- ス 鉄道、軌道又は索道
- セ 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所である建築物（これらに附帯する建築物を含む。）
- ソ 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第6項の規定により港湾施設とみなされた施設
- タ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定する廃油処理施設
- チ 航路標識その他の船舶の交通の安全を確保するための施設
- ツ 係留施設その他の船舶による運送の用に供する工作物
- テ 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第4項に規定する航空保安施設
- ト 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための工作物
- ナ 有線電気通信のための線路若しくは建築物又は空中線系（その支持物を含む。）
- ニ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気工作物（火力発電所を除く。）
- ヌ 教育又は試験研究を行うための工作物
- ネ 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定する水道施設
- ノ 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路
- ハ 送水管、ガス管その他これらに類する工作物
- ヒ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第3条に規定する境内地における同条に規定する境内建物又は旧宗教法人令（昭和20年勅令第719号）の規定による宗教法人のこれに相当する工作物
- フ 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台又は機械若しくは器具等を格納する建築物
- ヘ 自然環境保全地域内に居住する者の使用する物置、車庫、便所その他日常生活の用に供する建築物（住宅を除く。）
- ホ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、新潟県文化財保護条例（昭和48年新潟県条例第33号）第5条第1項の規定により指定された県指定有形文化財又は同条例第31条第1項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物及び上越市文化財保護条例（昭和47年上越市条例第25号）第3条の規定により指定された市文化財の保存のための建築物
- マ 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園の区域内に設けられる工作物
- ミ ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物

- ム アからオまで、キからクまで、ス又はソからハマまでに掲げる工作物に附帯する建築物又はこれらの工作物を管理するための建築物
- メ 条例第8条第1項若しくは第2項の規定による許可を受けた行為又は条例第10条第1項後段の規定による協議に係る行為を行うための工作物
- (4) 前3号に掲げる建築物以外の建築物（以下この号において「普通建築物」という。）の新築の場合
  - ア 当該新築が、次のいずれかの土地を敷地として行われること。ただし、当該新築が、自己の居住の用に供するために行われる場合、当該自然環境保全地域内に存した普通建築物であって災害により滅失したものの復旧のために行われる場合又は当該自然環境保全地域内に居住する者の災害からの避難のために行われる場合にあつては、この限りでない。
    - (ア) 自然環境保全地域が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して6月前において現に建築物の敷地であった土地
    - (イ) 自然環境保全地域が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であった土地
    - (ウ) 現に存する建築物の敷地である土地
    - (エ) (ア)又は(イ)の土地に隣接する土地（道路又は水路をはさんで接する土地を含む。）
  - イ 当該普通建築物の高さが、10メートル（当該新築が次に掲げる場合であつて、従前の普通建築物の高さが10メートルを超えるときは、従前の普通建築物の高さ）を超えないこと。
    - (ア) 現に存する普通建築物の建替えのために行われる場合
    - (イ) 自然環境保全地域が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して前6月以内に除却した普通建築物の建替えのために行われる場合
    - (ウ) 災害により滅失した普通建築物の復旧又は災害からの避難のために行われる場合
  - ウ 当該普通建築物の敷地内における普通建築物の床面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積をいい、同令第1条第2号に規定する地階の床面積は、算入しない。以下同じ。）の合計が、200平方メートル（当該新築がイの(ウ)の場合であつて、従前の普通建築物の床面積の合計が、200平方メートルを超えるときは、従前の普通建築物の床面積の合計）を超えないこと。ただし、当該新築がアの(ア)又は(イ)の土地において行われる場合にあつては、この限りでない。
  - エ 当該新築の方法並びに当該普通建築物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
- (5) 第1号から第3号までに掲げる工作物以外の工作物（建築物を除く。）の新築の場合
  - ア 当該工作物の高さが、10メートルを超えず、かつ、水平投影面積が200平方メートルを超えないこと。
  - イ 当該新築の方法並びに当該工作物の形態及び用途が、新築の

		行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
2	建築物その他工作物の改築をする行為 (11の項に掲げる行為を除く。)	<p>(1) 仮設の工作物(第3号に掲げるものを除く。)の改築の場合</p> <p>ア 当該改築後の工作物の構造が、容易に移転又は除却をすることができるものであること。</p> <p>イ 当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(2) 地下に設ける工作物(次号に掲げるものを除く。)の改築の場合</p> <p>当該改築の方法及び改築後の工作物の用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる工作物の改築の場合</p> <p>当該改築の方法及び改築後の工作物の形態が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(4) 前3号に掲げる建築物以外の建築物(以下この号において「普通建築物」という。)の改築の場合</p> <p>ア 当該改築後の普通建築物の高さが、10メートル(改築前の普通建築物の高さが10メートルを超えるときは、改築前の普通建築物の高さ)を超えないこと。</p> <p>イ 当該改築の方法並びに改築後の普通建築物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(5) 第1号から第3号までに掲げる工作物以外の工作物(建築物を除く。)の改築の場合</p> <p>ア 当該改築後の工作物の高さが、改築前の工作物の高さを超えないこと。</p> <p>イ 当該改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p>
3	建築物その他工作物の増築をする行為 (11の項に掲げる行為を除く。)	<p>(1) 仮設の工作物(第3号に掲げるものを除く。)の増築の場合</p> <p>ア 当該増築部分の構造が、容易に移転又は除却をすることができるものであること。</p> <p>イ 当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模、形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(2) 地下に設ける工作物(次号に掲げるものを除く。)の増築の場合</p> <p>当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(3) 1の項第3号に掲げる工作物の増築の場合</p> <p>当該増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び形態が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(4) 前3号に掲げる建築物以外の建築物(以下この号において「普通建築物」という。)の増築の場合</p>

		<p>ア 当該増築後の普通建築物の高さが、10メートル（増築前の普通建築物の高さが10メートルを超えるときは、増築前の普通建築物の高さ）を超えないこと。</p> <p>イ 当該増築後の普通建築物の敷地内における普通建築物の床面積の合計が、200平方メートルを超えないこと。ただし、当該増築が次のいずれかの土地において行われる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(ア) 自然環境保全地域が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して6月前において現に建築物の敷地であった土地</p> <p>(イ) 自然環境保全地域が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であった土地</p> <p>ウ 当該増築の方法並びに増築後の普通建築物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(5) 第1号から第3号までに掲げる工作物以外の工作物（建築物を除く。）の増築の場合</p> <p>ア 当該増築後の工作物の高さが、10メートル（増築前の工作物の高さが10メートルを超えるときは、増築前の工作物の高さ）を超えず、かつ、水平投影面積が、200平方メートル（増築前の工作物の水平投影面積が200平方メートルを超えるときは、増築前の工作物の水平投影面積）を超えないこと。</p> <p>イ 当該増築の方法並びに増築後の工作物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p>
4	<p>宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質を変更する行為（11の項に掲げる行為を除く。）</p>	<p>当該土地の形質の変更が、次のいずれかに該当し、かつ、変更の方法及び規模が、変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(1) 土地を開墾すること。</p> <p>(2) 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。</p> <p>(3) 教育又は試験研究のために土地の形質を変更すること。</p> <p>(4) 文化財保護法第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形質を変更すること。</p> <p>(5) 養浜のために土地の形質を変更すること。</p> <p>(6) 工作物の新築、改築若しくは増築、鉱物の掘採又は土石の採取に関連して土地の形質を変更すること。</p>
5	<p>鉱物の掘採又は土石の採取をする行為（11の項に掲げる行為を除く。）</p>	<p>当該行為が次のいずれかに該当し、かつ、行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(1) 河川その他の公共の用に供する水路の区域内において土石を採取すること。</p> <p>(2) 水又は温泉をゆう出させるために土石を採取すること。</p> <p>(3) 教育又は試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。</p> <p>(4) 工作物の新築、改築又は増築を行うための地質調査のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。</p> <p>(5) 露天掘りでない方法により鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。</p>

6	水面の埋立て又は干拓をする行為（11の項に掲げる行為を除く。）	当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
7	河川、池沼等の水位又は水量に増減を生じさせる行為（11の項に掲げる行為を除く。）	当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
8	木竹の伐採をする行為（11の項に掲げる行為を除く。）	当該木竹の伐採の方法及び規模が、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
9	池沼若しくは湿原であって市長が別に指定するもの又はこれらに流入する河川の水域若しくは水路に汚水又は廃水を排出する行為（11の項に掲げる行為を除く。）	当該行為の方法及び規模並びに当該汚水又は廃水の状態が、当該池沼又は湿原の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
10	保護野生動植物の捕獲等をする行為（次項に掲げる行為を除く。）	当該行為が、次のいずれかに該当すること。 (1) 教育又は学術研究のために捕獲等を行うこと。 (2) 当該行為が保護野生動植物の生息又は生育に影響を及ぼすおそれが少ないこと。
11	前各項に掲げる行為で災害の防止のために必要やむを得ない行為又は法令に基づく行政庁の勧告に応じて行う行為	当該行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

別表第2（第7条関係）

区分	通常の管理行為その他の行為
1 建築物その他工作物の新築、改築又は増築をする行為（9の項に掲げる行為を除く。）	<p>(1) 森林の保護管理のための標識又は野生鳥獣の保護増殖のための標識、巣箱、給餌台若しくは給水台を設置すること。</p> <p>(2) 砂防法第2条の規定により指定された土地、海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域、地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域、河川法第6条第1項に規定する河川区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域の管理のために標識、くい、警報器、雨量観測施設、水位観測施設その他これらに類する工作物を設置すること。</p> <p>(3) 測量法（昭和24年法律第188号）第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法（昭和25年法律第102号）第5条第1項に規定する水路測量標を設置すること。</p> <p>(4) 漁港漁場整備法第3条第1号に掲げる施設、同条第2号イ、ロ、ハ、ル若しくはヲに掲げる施設（同号イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。）、自然環境保全地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同法第40条の規定により漁港施設とみなされている施設又は同条の規定により漁港施設とみなされた施設であって条例第8条第1項又は第2項の規定による許可を受けて設置されたもの（条例第10条第1項後段の規定による協議に係るものを含む。）の改築又は増築をすること。</p> <p>(5) 漁港漁場整備法第34条に規定する漁港管理規程に基づき標識を設置すること。</p> <p>(6) 沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設の改築又は増築をすること。</p> <p>(7) 海洋水産資源開発促進法第7条第1項に規定する沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る増殖又は養殖のための施設の改築又は増築をすること。</p> <p>(8) 道路（道路法第2条第1項に規定する道路を除く。）の改築をすること（舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）。</p> <p>(9) 信号機、防護柵、土留よう壁その他道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するための施設の改築又は増築をすること（信号機にあつては、新築をすることを含む。）。</p> <p>(10) 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事業の営業所若しくは待合所において、駅名板、停留所標識又は料金表、運送約款その他これらに類するものを表示した施設を設置すること。</p> <p>(11) 鉄道、軌道又は索道のプラットホーム（上家を含む。）の改築又は増築をすること。</p> <p>(12) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設の改築又は増築をすること。</p> <p>(13) 航路標識その他船舶の交通の安全を確保するための施設の改築又は増築をすること。</p>

		<p>(14) 船舶又は積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の工作物の新築をすること。</p> <p>(15) 航空法第2条第4項に規定する航空保安施設の改築又は増築をすること。</p> <p>(16) 郵便差出箱、信書便差出箱、集合郵便受箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第141条第3項に規定する陸標の改築又は増築をすること。</p> <p>(17) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）の改築又は増築をすること（改築又は増築後において高さが20メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を除く。）。</p> <p>(18) 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための施設の改築又は増築をすること。</p> <p>(19) 送水管、ガス管、下水道管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路又は建築物の存する敷地内の土地に埋設すること。</p> <p>(20) 社寺境内地又は墓地において鳥居、灯ろう、墓碑その他これらに類するものの新築、改築又は増築をすること。</p> <p>(21) 消防又は水防の用に供する望楼又は警鐘台の改築又は増築をすること。</p> <p>(22) 建築物の存する敷地内において次に掲げる工作物の新築、改築又は増築をすること（アからウまで又はクに掲げる工作物の改築又は増築にあつては、改築又は増築後においてアからウまで又はクに掲げるものとなる場合における改築又は増築に限る。）。</p> <p>ア 高さが5メートル以下であり、かつ、床面積の合計が30平方メートル以下であるきん舎又は畜舎</p> <p>イ 空中線系（その支持物を含む。）その他これに類するもので、高さが20メートル以下のもの</p> <p>ウ 当該建築物の高さを超えない高さの物干場</p> <p>エ 旗ざおその他これに類するもの</p> <p>オ 門、へい、給水設備又は消火設備</p> <p>カ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備</p> <p>キ 地下に設ける工作物（建築物を除く。）</p> <p>ク 高さが5メートル以下のその他の工作物（建築物を除く。）</p> <p>(23) 当該行為に係る工事敷地内において、条例第8条第1項若しくは第2項の規定による許可を受けた行為、条例第10条第1項後段の規定による協議に係る行為又はこの表に掲げる行為を行うための仮設の工作物（宿舍を除く。）の新築、改築又は増築をすること。</p> <p>(24) 法令の規定により、又は保安の目的で標識を設置すること。</p>
2	<p>宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質を変更する行為（9の項に掲げ</p>	<p>建築物の存する敷地内において土地の形質を変更すること。</p>

	る行為を除く。)	
3	鉱物の掘採又は土石の採取をする行為（9の項に掲げる行為を除く。）	(1) 建築物の存する敷地内において、鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 (2) 鉱業法（昭和25年法律第289号）第5条に規定する鉱業権の設定されている土地の区域内において、鉱物の掘採のための試すいを行うこと。 (3) 国等の試験研究機関が、試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（あらかじめ市長に通知したものに限る。）。 (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学における教育又は学術研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること（あらかじめ市長に通知したものに限る。）。
4	水面の埋立て又は干拓をする行為（9の項に掲げる行為を除く。）	建築物の存する敷地内の池沼等を埋め立てること。
5	河川、池沼等の水位又は水量に増減を生じさせる行為（9の項に掲げる行為を除く。）	(1) 建築物の存する敷地内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。 (2) 田畑内の池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。 (3) 自然環境保全地域が指定され、又はその区域が拡張された際にその新築、改築又は増築に着手していた工作物を操作することにより、河川、池沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
6	木竹の伐採をする行為（9の項に掲げる行為を除く。）	(1) 建築物の存する敷地内において、高さ10メートル以下の木竹を伐採すること。 (2) 自家の生活の用に充てるために木竹の択伐（単木択伐に限る。）をすること。 (3) 森林の保育のために下刈り、つる切り、又は間伐をすること。 (4) 枯損した木竹又は危険な木竹を伐採すること。 (5) 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。 (6) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項に規定する地域森林計画、同法第10条の5第1項に規定する市町村森林整備計画又は同法第11条第1項に規定する森林施業計画に基づいて行う伐採等の行為 (7) 国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条第1項に規定する地域管理経営計画に即して策定する国有林野施業実施計画に基づいて行う伐採等の行為
7	池沼若しくは湿原であって市長が別に指定するもの又はこれらに流入する河川の水域若しくは	(1) 砂防法第1条に規定する砂防設備から汚水又は廃水を排出すること。 (2) 森林法第41条第1項又は第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設から汚水又は廃水を排出すること。 (3) 海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設から汚水又は廃水を排出すること。 (4) 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設

	<p>は水路に汚水又は廃水を排出する行為（9の項に掲げる行為を除く。）</p>	<p>から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>(5) 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>(6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>(7) 漁港漁場整備法第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。</p> <p>(8) 船舶から冷却水を排出すること。</p> <p>(9) 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路へ汚水若しくは廃水を排出すること又はこれらの施設から汚水若しくは廃水を排出すること。</p> <p>(10) 住宅から汚水又は廃水を排出すること（し尿を排出することを除く。）。</p> <p>(11) 建築基準法第31条第2項に規定するし尿浄化槽（建築基準法施行令第32条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに限る。）から汚水又は廃水を排出すること。</p>
8	<p>その他の行為（次項に掲げる行為を除く。）</p>	<p>(1) 森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域内又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区内における同法第34条第2項各号に該当する場合の同項（同法第44条において準用する場合を含む。）に規定する行為並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第22条の11第1項第1号に規定する事業若しくは工事を実施する行為</p> <p>(2) 森林法第25条第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域内又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区内において同法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為</p> <p>(3) 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第17条第1項に規定する保護水面の管理計画に基づいて行う行為</p> <p>(4) 農業、林業又は漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 住宅又は高さが5メートルを超え、若しくは、床面積の合計が100平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）の新築、改築又は増築をすること（改築又は増築後において、高さが5メートルを超え、又は床面積の合計が100平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。</p> <p>イ 用排水施設（幅員2メートル以下の水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の新築、改築又は増築をすること（改築又は増築後において、幅員が2メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。</p> <p>ウ 農用地の災害を防止するためのダムの新築をすること。</p> <p>エ 宅地の造成又は土地の開墾をすること。</p>

		<p>オ 水面の埋立て又は干拓をすること。</p> <p>カ 森林である土地の区域内において、木竹を伐採すること。</p> <p>(5) 国又は地方公共団体の試験研究機関の用地内において、試験研究として行う行為</p> <p>(6) 学校教育法第1条に規定する大学の用地内において、教育又は学術研究として行う行為</p> <p>(7) 文化財保護法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、新潟県文化財保護条例第5条第1項の規定により指定された県指定有形文化財又は同条例第31条第1項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物及び上越市文化財保護条例第3条の規定により指定された市文化財の保存のための行為（建築物の新築を除く。）</p> <p>(8) 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園の設置又は管理をすること（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条第6項に規定する施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの（以下「園内移動用施設である索道等」という。）及び都市計画法第18条第3項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超える工作物（園内移動用施設である索道等を除く。）の新築、改築又は増築をすること（改築又は増築後において、高さが13メートルを超え、又は水平投影面積が1,000平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）を除く。）。</p> <p>(9) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為</p> <p>(10) 工作物の修繕のための行為</p> <p>(11) 人の生命又は身体の保護のために必要な行為</p>
9	前各項に掲げる行為に附帯する行為	前各項に掲げる行為に附帯する行為又は条例第8条第1項第1号から第5号まで若しくは第7号に掲げる行為で森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域内若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区内において同法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るものに附帯する行為

別表第3（第7条関係）

区分	市及び国等が行う行為
<p>1 建築物その他工作物の改築又は増築をする行為</p>	<p>(1) 砂防法第1条に規定する砂防設備の改築又は増築をすること。  (2) 海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設の改築又は増築をすること。  (3) 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設の改築又は増築をすること。  (4) 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設（樹林帯を除く。）の改築若しくは増築をすること又は河川を局部的に改良することであつて河川の現状に著しい変更を及ぼさないもの。  (5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設の改築又は増築をすること。  (6) 道路法第2条第1項に規定する道路の改築又は増築をすること（小規模の拡幅、舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）  (7) 港湾法第2条第6項の規定により港湾施設とみなされた施設であつて、自然環境保全地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際現に同項の規定による認定がなされているもの又は条例第10条第1項後段の規定による協議が整ったことに基づき設置されたものの改築又は増築をすること。  (8) 水道法第3条第8項に規定する水道施設の改築又は増築をすること。  (9) 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路の改築又は増築をすること。  (10) ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物の改築又は増築をすること。  (11) 前各号に掲げる行為に附帯する行為</p>
<p>2 河川、池沼等の水位又は水量に増減を生じさせる行為</p>	<p>市民の生活に必要な飲料水の確保に必要な取水をすること。</p>

第1号様式（第3条関係）

新築  
上越市自然環境保全地域内建築物その他工作物改築許可申請書  
増築

年 月 日

（あて先）上越市長

住所（所在地）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

次のとおり自然環境保全地域内における建築物その他工作物の 新築 改築の許可を申請します。  
増築

自然環境保全地域の名称				
目 的				
行 為 の 場 所				地 目
建築物等の種類				
施 行 方 法	敷 地 面 積	m <sup>2</sup>		
	規 模 ・ 構 造			
	主 要 材 料			
	外 部 の 色 彩			
	仕 様 の 概 要			
	自然環境保全上の配慮			
工 事 施 行 者	住 所 (所在地)	TEL ( )	氏 名 (団体名)	
予 定 日	着 手		年 月 日	
	完 了		年 月 日	
そ の 他				

備考

- 1 当該行為が行政庁の許可若しくは認可又は行政庁に対する届出を必要とするものであるときは、その旨をその他の欄に記載してください。
- 2 氏名（代表者氏名）の項目については、記名押印又は署名のいずれかの方法としてください。
- 3 行為の場所の欄は行為を行う場所の代表地番を記載し、地目の欄はその代表地番の地目を記載してください。

第2号様式（第3条関係）

上越市自然環境保全地域内土地形質変更許可申請書

年 月 日

（あて先）上越市長

住所（所在地）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

次のとおり自然環境保全地域内における土地の形質変更の許可を申請します。

自然環境保全地域の名称				
目 的				
行 為 の 場 所				地 目
行為地の状況	<input type="checkbox"/> 傾斜地 <input type="checkbox"/> 平坦地 <input type="checkbox"/> 林地 <input type="checkbox"/> 伐採跡地 <input type="checkbox"/> 草生地 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
土地の形質変更種類	<input type="checkbox"/> 宅地造成 <input type="checkbox"/> 車道開設 <input type="checkbox"/> 土地開墾 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
施 行 方 法	施行に伴う土地の形質変更の状況			
	施 行 設 備			
	土地の形質変更面積	m <sup>2</sup>		
	施行後の取扱い			
	自然環境保全上の配慮			
工 事 施 行 者	住 所 (所在地)	TEL( )	氏 名 (団体名)	
	予 定 日	着 手	年 月 日	
	完 了	年 月 日		
そ の 他				

備考

- 1 当該行為が行政庁の許可若しくは認可又は行政庁に対する届出を必要とするもので

あるときは、その旨をその他の欄に記載してください。

- 2 氏名（代表者氏名）の項目については、記名押印又は署名のいずれかの方法としてください。
- 3 行為の場所の欄は行為を行う場所の代表地番を記載し、地目の欄はその代表地番の地目を記載してください。

第3号様式（第3条関係）

鉤物掘採  
 上越市自然環境保全地域内 許可申請書  
 土石採取

年 月 日

（あて先）上越市長

住所（所在地）  
 団 体 名  
 氏名（代表者氏名）  
 電 話 番 号

次のとおり自然環境保全地域内における  鉤物掘採 の許可を申請します。  
 土石採取

自然環境保全地域の名称				
目 的				
行 為 の 場 所				地 目
施 行 方 法	掘採又は採取の方法の種別	<input type="checkbox"/> 露天掘 <input type="checkbox"/> 坑道掘（ <input type="checkbox"/> 横坑 <input type="checkbox"/> たて坑 <input type="checkbox"/> 斜坑） <input type="checkbox"/> その他（                      ）		
	掘採又は採取の量	m <sup>3</sup>		
	施 行 設 備			
	土地の形質変更面積	m <sup>2</sup>		
	掘採又は採取後及び土地の形質変更後の取扱い			
	自然環境保全上の配慮			
工 事 施 行 者	住 所 (所在地)	TEL (                      )	氏 名 (団体名)	
予 定 日	着 手		年 月 日	
	完 了		年 月 日	
そ の 他				

備考

- 1 当該行為が行政庁の許可若しくは認可又は行政庁に対する届出を必要とするもので

あるときは、その旨をその他の欄に記載してください。

- 2 鉱業法第63条に規定する施業案を定める必要がある場合にあつては、当該施業案の概要をその他の欄に記載してください。
- 3 氏名（代表者氏名）の項目については、記名押印又は署名のいずれかの方法としてください。
- 4 行為の場所の欄は行為を行う場所の代表地番を記載し、地目の欄はその代表地番の地目を記載してください。

第4号様式（第3条関係）

埋立  
上越市自然環境保全地域内水面 許可申請書  
干拓

年 月 日

（あて先）上越市長

住所（所在地）  
団 体 名  
氏名（代表者氏名）  
電 話 番 号

□埋立て  
次のとおり自然環境保全地域内における水面の 許可を申請します。  
□干 拓

自然環境保全地域の名称				
目 的				
行 為 の 場 所				地 目
施 行 方 法	埋立て又は干拓方法の種類	□埋立て                      □干拓		
	埋立て又は干拓の面積	m <sup>2</sup>		
	埋立て又は干拓の方法			
	自然環境保全上の配慮			
工 事 施 行 者	住 所 (所在地)	TEL(                      )	氏 名 (団体名)	
予 定 日	着 手		年 月 日	
	完 了		年 月 日	
そ の 他				

備考

- 1 当該行為が行政庁の許可若しくは認可又は行政庁に対する届出を必要とするものであるときは、その旨をその他の欄に記載してください。
- 2 氏名（代表者氏名）の項目については、記名押印又は署名のいずれかの方法としてください。

3 行為の場所の欄は行為を行う場所の代表地番を記載し、地目の欄はその代表地番の地目を記載してください。

第5号様式（第3条関係）

水位  
上越市自然環境保全地域内 増減許可申請書  
水量

年 月 日

（あて先）上越市長

住所（所在地）  
団 体 名  
氏名（代表者氏名）  
電 話 番 号

次のとおり自然環境保全地域内における 水位 水量 に増減を生じさせる行為の許可を申請します。

自然環境保全地域の名称				
目 的				
行 為 の 場 所				地 目
水位又は水量の増減の原因となる行為				
行為の場所付近の状況	地 域 概 況			
	現在の水位又は水量			
	水の利用状況			
施 行 方 法	水位又は水量の増減の及ぶ範囲			
	水位又は水量の増減量及び時期			
	施 行 設 備			
	自然環境保全上の配慮			
工事施行者	住 所 (所在地)	TEL (            )	氏 名 (団体名)	

予 定 日	着 手 完 了	年 月 日 年 月 日
そ の 他		

備考

- 1 当該行為が行政庁の許可若しくは認可又は行政庁に対する届出を必要とするものであるときは、その旨をその他の欄に記載してください。
- 2 氏名（代表者氏名）の項目については、記名押印又は署名のいずれかの方法としてください。
- 3 行為の場所の欄は行為を行う場所の代表地番を記載し、地目の欄はその代表地番の地目を記載してください。

第6号様式（第3条関係）

上越市自然環境保全地域内木竹伐採許可申請書

年 月 日

（あて先）上越市長

住所（所在地）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

次のとおり自然環境保全地域内における木竹の伐採の許可を申請します。

自然環境保全地域 の名称		
目 的		
行 為 の 場 所	地 目	
林 況	林 種	
	樹 種	
	林 令	年
	森 林 全 面 積	m <sup>2</sup>
	総 蓄 積	m <sup>3</sup>
施 行 方 法	伐 採 種 別	<input type="checkbox"/> 主伐（ <input type="checkbox"/> 皆伐 <input type="checkbox"/> 単木択伐 <input type="checkbox"/> 塊状択伐） <input type="checkbox"/> 間伐
	伐 採 面 積	m <sup>2</sup>
	伐 採 樹 種	
	樹 令	年
	胸 高 直 径	m
	伐 採 材 積	m <sup>3</sup>

	伐採材積歩合	割		
	伐採設備			
	伐採跡地の取扱い			
	自然環境保全上の配慮			
工事施行者	住所 (所在地)	TEL( )	氏名 (団体名)	
予 定 日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日			
そ の 他				

備考

- 1 当該行為が行政庁の許可若しくは認可又は行政庁に対する届出を必要とするものであるときは、その旨をその他の欄に記載してください。
- 2 氏名（代表者氏名）の項目については、記名押印又は署名のいずれかの方法としてください。
- 3 行為の場所の欄は行為を行う場所の代表地番を記載し、地目の欄はその代表地番の地目を記載してください。

第7号様式（第3条関係）

汚水  
上越市自然環境保全地域内 排出許可申請書  
廃水

年 月 日

（あて先）上越市長

住所（所在地）  
団 体 名  
氏名（代表者氏名）  
電 話 番 号

次のとおり自然環境保全地域内における指定された池沼に 汚水 廃水 を排出する許可を申請します。

自然環境保全地域の名称			
目 的			
行 為 の 場 所			地 目
施 行 方 法	排水施設の種類		
	排水の種類及び量		
	排 水 の 経 路		
	排 出 先 の 水 域		
	排 出 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
	自然環境保全上の配慮		
工 事 施 行 者	住 所 (所在地)	TEL ( )	氏 名 (団体名)
予 定 日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日		
そ の 他			

備考

- 1 当該行為が行政庁の許可若しくは認可又は行政庁に対する届出を必要とするもので

あるときは、その旨をその他の欄に記載してください。

- 2 氏名（代表者氏名）の項目については、記名押印又は署名のいずれかの方法としてください。
- 3 行為の場所の欄は行為を行う場所の代表地番を記載し、地目の欄はその代表地番の地目を記載してください。

第8号様式（第3条関係）

上越市保護野生動植物捕獲等許可申請書

年 月 日

（あて先）上越市長

住所（所在地）  
 団 体 名  
 氏名（代表者氏名）  
 電 話 番 号

次のとおり保護野生動植物の捕獲等の許可を申請します。

捕獲等を行う種 の名称				
目 的				
捕獲等の場所				地 目
施 行 方 法	捕獲等の数量			
	捕獲等の方法			
	自然環境保全上の配慮			
捕獲等施行者	住 所 (所在地)	TEL ( )	氏 名 (団体名)	
予 定 日	着 手		年 月 日	
	完 了		年 月 日	
そ の 他				

備考

- 1 当該行為が行政庁の許可若しくは認可又は行政庁に対する届出を必要とするものであるときは、その旨をその他の欄に記載してください。
- 2 氏名（代表者氏名）の項目については、記名押印又は署名のいずれかの方法としてください。
- 3 捕獲等の場所の欄は行為を行う場所の代表地番を記載し、地目の欄はその代表地番の地目を記載してください。





却下	理	由
----	---	---







	許 可 条 件	
却下	理 由	



		伐採材積歩合	割		
		伐採設備			
		伐採跡地の取扱い			
		自然環境保全上の配慮			
	工事施行者	住所 (所在地)	TEL( )	氏名 (団体名)	
	予定日	着手 年 月 日 完了 年 月 日			
	許可条件				
却下	理由				





第17号様式（第5条関係）

上越市自然環境保全地域内制限行為完了届出書

年 月 日

（あて先）上越市長

住所（所在地）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で許可を受けた自然環境保全地域内における制限行為が完了したので届け出ます。

自然環境保全地域の名称		
行為の場所		地 目
行為の種類		
行為の内容		
行為完了日	年 月 日	
そ の 他		

備考

- 1 氏名（代表者氏名）の項目については、記名押印又は署名のいずれかの方法としてください。
- 2 行為の場所の欄は行為を行う場所の代表地番を記載し、地目の欄はその代表地番の地目を記載してください。

第18号様式（第5条関係）

上越市保護野生動植物捕獲等完了届出書

年 月 日

（あて先）上越市長

住所（所在地）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

年 月 日付け 第 号で許可を受けた保護野生動植物の捕獲等が完了したので届け出ます。

捕獲等を行った種の名称	
捕獲等の場所	
捕獲等の内容	
捕獲等完了日	年 月 日
そ の 他	

備考

- 1 氏名（代表者氏名）の項目については、記名押印又は署名のいずれかの方法としてください。
- 2 捕獲等の場所の欄は捕獲等を行う場所の代表地番を記載し、地目の欄はその代表地番の地目を記載してください。

第19号様式（第6条関係）

上越市自然環境保全地域内災害応急措置届出書

年 月 日

（あて先）上越市長

住所（所在地）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

次のとおり自然環境保全地域内において災害のために必要な応急措置を行ったので届け出ます。

自然環境保全地域の名称		
措置の場所		地目
措置をした理由		
措置の種類		
措置の内容		
施行方法		
行為完了日	年 月 日	
その他		

備考

- 1 氏名（代表者氏名）の項目については、記名押印又は署名のいずれかの方法としてください。
- 2 措置の場所の欄は行為を行う場所の代表地番を記載し、地目の欄はその代表地番の地目を記載してください。

第20号様式（第9条関係）

上越市自然環境保全地域外行為届出書

年 月 日

（あて先）上越市長

住所（所在地）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

次のとおり自然環境保全地域以外の区域に存する土地において、  
 宅地の造成  
 鉱物の掘採に着手する  
 土砂の採取

ので届け出ます。

目 的				
行 為 の 場 所				地 目
行 為 の 種 類	<input type="checkbox"/> 宅地の造成	<input type="checkbox"/> 鉱物の掘採	<input type="checkbox"/> 土砂の採取	
行 為 の 内 容				
行為に係る面積	m <sup>2</sup>			
施 行 方 法				
自然環境保全上の配慮				
工 事 施 行 者	住 所	TEL( )	氏 名	
予 定 日	着 手		年	月 日
	完 了		年	月 日
そ の 他				

備考

- 1 氏名（代表者氏名）の項目については、記名押印又は署名のいずれかの方法としてく

ださい。

- 2 行為の場所の欄は行為を行う場所の代表地番を記載し、地目の欄はその代表地番の地目を記載してください。

第21号様式（第10条関係）

指 定  
上越市自然環境保全地域指定の変更提案書  
指定の解除

年 月 日

（あて先）上越市長

住 所（所在地）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

□指 定  
次のとおり自然環境保全地域の□指定の変更について提案します。  
□指定の解除

提 案 の 理 由		
提案の対象となる地域の場所		地 目
提案の対象となる地域の自然環境の状況		
そ の 他		

備考

- 1 提案の対象となる地域が他の法令等により指定等がなされているときは、その旨をその他の欄に記載してください。
- 2 氏名（代表者氏名）の項目については、記名押印又は署名のいずれかの方法としてください。
- 3 提案の対象となる地域の場所の欄は提案の対象となる地域の場所の代表地番を記載し、地目の欄はその代表地番の地目を記載してください。

第22号様式（第10条関係）

指 定  
上越市保護野生動植物指定の変更提案書  
指定の解除

年 月 日

（あて先）上越市長

住 所（所在地）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

□指 定  
次のとおり保護野生動植物の□指定の変更について提案します。  
□指定の解除

提 案 の 理 由	
提案の対象となる種	
提案の対象となる種の生息生育の状況	
そ の 他	

備考

- 1 提案の対象となる種が他の法令等により指定等がなされているときは、その旨をその他の欄に記載してください。
- 2 氏名（代表者氏名）の項目については、記名押印又は署名のいずれかの方法としてください。

第23号様式（第10条関係）

指 定 決 定  
上越市自然環境保全地域指定の変更 通知書  
指定の解除 却下

第 号  
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付で提案のあった自然環境保全地域の  
指定  
指定の変更について、  
指定の解除

と お り 決 定  
次の したので通知します。  
理由により提案を却下

決定	指定、指定の変更又は指定の解除の対象となる地域の場所		地 目
	備 考		
却下	理 由		

第24号様式（第10条関係）

指 定 決定  
上越市保護野生動植物指定の変更 通知書  
指定の解除 却下

第 号  
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付けで提案のあった保護野生動植物の  指 定  
 指定の変更について、次  
 指定の解除  
 と お り 決 定  
の したので通知します。  
 理由により提案を却下

決定	指定、指定の変更又は指定の解除の対象となる種	
	備 考	
却下	理 由	

第25号様式（第11条関係）

上越市自然環境保全市民活動計画認定申請書

年 月 日

（あて先）上越市長

所在地

団体名

代表者氏名

電話番号

次のとおり自然環境保全市民活動計画の認定を申請します。

計画の名称	
計画の対象となる自然環境保全地域の名称	
計画の目的	
計画の概要	
活動開始日	年 月 日
その他	

備考 氏名（代表者氏名）の項目については、記名押印又は署名のいずれかの方法としてください。

第26号様式（第11条関係）

上越市自然環境保全市民活動計画認定 <sup>決定</sup> 通知書  
却下

第 号  
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付で申請のあった自然環境保全市民活動計画に認定について、  
と お り 決 定 したので通知します。  
次の  
理由により申請を却下

決定	認 定 番 号	第 号
	計 画 の 名 称	
	計画の対象となる自然環境保全部地域の名称	
	計 画 の 目 的	
	計 画 の 概 要	
	活 動 開 始 日	年 月 日
却下	理 由	

第27号様式（第14条関係）

（表）

第 号	身 分 証 明 書	職 名 氏 名 生年月日
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写 真</div>		
<p>上記の者は、上越市自然環境保全条例第30条の規定による立入検査を行う者であることを証明する。</p>		
		年 月 日 交付 上越市長 <span style="float: right;">印</span>

（裏）

上越市自然環境保全条例  
（立入検査）

第30条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員その他市長が指定した者に必要と認める場所に立ち入らせ、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（氏名等の公表）

第32条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地及び名称）並びに違反等の内容を公表することができる。

(1)～(8) 略

(9) 第30条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

（罰則）

第33条 略

2 略

3 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1)～(3) 略

(4) 第30条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

4 略